

●香川県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年12月25日から平成31年1月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 炭所西善通寺線（199号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町東高篠字公文境217番10地先から 仲多度郡まんのう町公文字垂水 下433番1地先	9.5~40.8	99	平成27年香川県告示第250号 で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成30年12月25日